

5	年	保	存
機	密	性	1
平成 25 年 11 月 21 日から 平成 30 年 11 月 20 日まで			

基監発 1121 第 2 号  
平成 25 年 11 月 21 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
( 契 印 省 略 )

自動車運転者の労働条件改善等のための都道府県労働局と  
地方運輸機関との連絡調整会議等の設置等について

自動車運転者は依然として長時間労働の実態にあり、脳・心臓疾患の労災認定件数が最も多い職種である。また、労働基準関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）の違反が高水準で推移している。これらのことから、自動車運転者の労働条件の確保・改善対策を、引き続き、重点的に推進していく必要がある。

一方、労働基準行政と運輸行政とが、より緊密な連携を取り、各種情報を共有するなどにより、同対策がより効果的なものとなるよう努めることも重要である。

そのため、厚生労働本省と国土交通本省との間では、運送の安全の確保と自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善に係る諸対策について意見交換を行い、一層の連絡協調体制を確立する観点から、「自動車運転者の労働条件改善等に係る国土交通省・厚生労働省連絡会議」を定期的に開催しているところである。

今般、各都道府県労働局（以下「局」という。）において、実務面での連絡協調体制を確立する観点から、全ての局で地方運輸機関との連絡調整会議等の協議機関（以下「連絡調整会議等」という。）を設置することとしたので、下記に留意の上、地方運輸機関と適切に調整を行い、その積極的な運営に取り組まれない。

なお、本件については、国土交通本省と協議済みであることを申し添える。

## 記

### 1 協議事項

連絡調整会議等の主要な協議事項は、以下の事項とすること。

なお、各局の実情に応じ、地方運輸機関と調整の上、その都度、必要な事項を追加しても差し支えない。

- (1) 管内における労働基準関係法令、道路運送関係法令等違反の状況
- (2) 運送の安全の確保と自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善に係る諸対策の推進状況
- (3) 合同監督・監査の対象の選定、実施日程の調整、調査における効果的な連携方法等
- (4) 相互通報制度の運用状況
- (5) 自動車運送事業の新規許可事業者に対する指導講習の実施日程、講習内容、講師派遣の調整等
- (6) その他管内の状況に応じた協議事項

### 2 連絡調整会議等の開催等

- (1) 連絡調整会議等は、局、地方運輸機関の課長クラスを構成員とすること。
- (2) 連絡調整会議等は、少なくとも毎年度1回は開催すること。
- (3) 事務局については、例えば、局と地方運輸機関において、交互に担当することとするなど、地方運輸機関と調整の上、決定すること。

### 3 設置要綱の策定

連絡調整会議等を円滑に運営するため、設置要綱については、別添を参考として、各局の実情に合わせ、策定すること。

### 4 その他

地方運輸機関との間で、すでに連絡調整会議等を設置し、当該会議等に係る設置要綱等が策定されている等の場合は、既存の会議、設置要綱等を活用して差し支えないこと。

## 自動車運転者の労働条件改善等に係る連絡調整会議運営要綱（例）

## 1 趣旨・目的

運送の安全の確保と自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善に係る諸対策について意見交換を行い、一層の連絡協調体制を確立するため、〇〇労働局と〇〇運輸支局の間で「自動車運転者の労働条件改善等に係る連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

## 2 連絡調整会議の構成

- (1) 〇〇労働局                    監督課長  
   主任地方労働基準監察監督官  
   地方労働基準監察監督官
- (2) 〇〇運輸支局                首席運輸企画専門官  
   運輸企画専門官

## 3 協議事項

- (1) 管内における労働基準関係法令、道路運送関係法令等違反の状況
- (2) 運送の安全の確保と自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善に係る諸対策の推進状況
- (3) 合同監督・監査の対象の選定、実施日程の調整、調査における効果的な連携方法等
- (4) 相互通報制度の運用状況
- (5) 自動車運送事業の新規許可事業者に対する指導講習の実施日程、講習内容、講師派遣の調整等
- (6) その他管内の状況に応じた協議事項

## 4 運営

連絡調整会議は、毎年度1回、定例会を開催する。なお、必要に応じ、臨時会議を開催することとする。

## 5 庶務

連絡調整会議の庶務は、〇〇労働局労働基準部監督課及び〇〇運輸支局において、交互に担当することとする。

## (附則)

この要綱は、平成25年〇月〇日から施行する。